総務政策常任委員会資料（当初）

令和２年３月５日（木）

総　合　政　策　部

目　　次

Ⅰ　予算議案

○　令和２年度総合政策部当初予算案について（議案第１号･第２号関係）‥‥１

○　令和２年度総合政策部事業の概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３

○　令和２年度総合政策部組織改正案について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥６

Ⅱ　特別議案

○　県指定統計条例の一部を改正する条例（議案第３２号）
（統計調査課）　‥‥‥‥‥‥‥２４

○　宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
（議案第３３号）　（統計調査課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３０

【添付資料】

第３５回国民文化祭・みやざき２０２０、第２０回全国障害者芸術・文化祭
みやざき大会 事業概要

Ⅰ 予算議案

令和2年度総合政策部当初予算案について

（議案第1号関係）
（議案第2号関係）

（一般会計）　　（単位：千円、%）

所属名	当初予算額	令和元年度当初予算額	対前年度	
			増減額	率
総合政策課	1,064,572	774,547	290,025	137.4
秘書広報課	504,413	505,177	▲ 764	99.8
統計調査課	837,740	470,722	367,018	178.0
総合交通課	1,013,634	1,082,763	▲ 69,129	93.6
中山間・地域政策課	712,508	580,037	132,471	122.8
産業政策課	467,582	477,817	▲ 10,235	97.9
生活・協働・男女参画課	458,984	430,393	28,591	106.6
みやざき文化振興課	8,460,100	6,685,218	1,774,882	126.5
国民文化祭・障害者芸術文化祭課	1,103,746	297,564	806,182	370.9
人権同和対策課	132,871	134,868	▲ 1,997	98.5
情報政策課	1,253,347	1,366,026	▲ 112,679	91.8
国民スポーツ大会準備課	2,241,518	496,540	1,744,978	451.4
計	18,251,015	13,301,672	4,949,343	137.2

（開発事業特別資金特別会計）

総合政策課	10,528	21,034	▲ 10,506	50.1

（一般会計＋特別会計）

総合政策部合計	18,261,543	13,322,706	4,938,837	137.1

債務負担行為（追加）

【議案第１号関係】

事　　項	期　間	限 度 額
（情報政策課） 行政情報システム全体最適化推進事業	令和2年度から 令和9年度まで	千円 1,989,889
（国民スポーツ大会準備課） 県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場造成工事）	令和2年度から 令和3年度まで	1,500,000
（国民スポーツ大会準備課） 県有スポーツ施設整備事業（プールPFIアドバイザリー業務）	令和2年度から 令和3年度まで	47,630

令和２年度総合政策部事業の概要

１　地域や産業を支える人財の育成・確保

○県・市町村人口問題対策連携事業（総合政策課）　　５５，４８０千円

県と市町村の職員が人口減少問題に連携して取り組む「人口問題対策研究会」を通じて、市町村ごとの課題の分析や実情に応じた施策を推進することにより、人口減少の抑制を図る。

○宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業（中山間・地域政策課）　　４８，５３０千円

本県出身者をはじめとする県外在住者に対する移住・求人情報の提供や相談・サポート体制の充実を図り、県外から県内への移住・定住を促進することで、地域の担い手確保や産業の活性化を図る。

○わくわくひなた暮らし実現応援事業（中山間・地域政策課）　　１４６，５１８千円

東京一極集中の是正と地域の人材確保を図るため、国、県、市町村が一体となって東京圏から本県への移住者に対する移住支援金の支給等の取組を実施する。

また、市町村と連携し、東京圏外からの移住者にも本県独自の移住支援金を支給するなど、県外からの一層の移住促進を図る。

○宮崎をこころの「ふるさと」に！関係人口創出事業（中山間・地域政策課）
６，５１７千円

県外の若者等が地域に関心を寄せ、つながる機会を提供することで、「宮崎を応援したい」という想いを醸成し、関係人口の創出と将来的な移住につなげる。

㊐中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション事業（中山間・地域政策課）
１１，９０４千円

特に人口減少が進む中山間地域の魅力を外部の視点を踏まえてブラッシュアップし、高い発信力を有する企業と連携してプロモーションを実施することで、中山間地域への人の流れを創出し、将来的な移住者の増加を図る。

○みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費（産業政策課）　２４８，９９５千円

若者の県外流出の抑制等に向け、産学金労官が連携し、県内企業への就職促進や魅力ある職場づくり、産業人財の育成等に取り組むことにより、県内企業への就業拡大を図る。

㊐大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業（産業政策課）　　４０，０００千円

大学を中心とした産業人財育成・確保の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する知的資源や幅広いネットワークを活用した事業等を実施することにより、地域で活躍する人材の育成・確保を図る。

○みやざき産業人財確保支援基金事業（産業政策課）　　１６，２８０千円

県内に就職した若者に対し、県内企業等と連携を図りながら奨学金の返還を支援することにより、宮崎の将来を担う産業人財の県内定着を図る。

㊐ローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業（情報政策課）　　３５，０００千円

全国に先駆けて新たな情報通信基盤であるローカル５Ｇや先端技術等を活用するとともに、地域におけるＩＣＴ導入を支援することで、担い手不足や地域活力の低下など、本県が抱える地域課題の解決を図る。

２　魅力的で持続可能な地域づくり

○東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業（総合政策課）　　２１８，５２２千円

「東京２０２０オリンピック・パラリンピック」に向けた機運を醸成するため「オリンピック聖火リレー」及び「パラリンピック聖火フェスティバル」を実施する。

○祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動強化推進事業（中山間・地域政策課）
９，０１７千円

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録５年経過後（令和４年度）の中間審査を見据え、引き続き宮崎・大分両県及び６市町等が連携し、環境保全の取組を充実させるとともに、地域の魅力を効果的に発信することにより、さらなる地域活性化を図る。

○「アーツカウンシルみやざき」設置事業（みやざき文化振興課）　　１０，４４８千円

「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」を契機として、県民の文化活動の活性化に向けた体制を強化するため、（公財）宮崎県芸術文化協会に「アーツカウンシルみやざき」を設置し、本県文化力の向上や魅力ある地域づくりにつなげる。

○国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開催事業（国民文化祭・障害者芸術文化祭課）
８６８，６２４千円

「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の開催に当たり、文化振興に携わる行政や文化施設、文化団体、ＮＰＯ、学校等が連携しながら、大会の準備及び運営を行うことで、将来の文化活動を担う人材育成を図るとともに、障がいのある人もない人も共に楽しみ、互いに人格、個性を尊重しあう共生社会を実現する。

㊐日本書紀編さん1300年記念シンポジウム開催・書籍化事業
（国民文化祭・障害者芸術文化祭課　記紀編さん記念事業推進室）３，５００千円

日本書紀編さん１３００年を記念したシンポジウムを県内外で開催することにより、「神話の源流みやざき」ブランドイメージのさらなる浸透を図る。

○国民スポーツ大会事業（国民スポーツ大会準備課）　　２，１４３，２８２千円

我が国最大のスポーツの祭典である「第８１回国民スポーツ大会」の本県開催に向けた準備を着実に行うとともに、県有スポーツ施設の整備を計画的に進める。

㊐持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業（総合交通課）
７２，９００千円

県内地域間の幹線・広域的バス路線の維持をはじめ、地域内での移動手段の確保対策を総合的に進め、地域交通ネットワークの再構築・最適化等の改善を一体的に促進することで、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図る。

○地方バス路線等運行維持対策事業（総合交通課）　　３０７，４５１千円

国や市町村と協調して運行費等の支援を行うことにより、県内地域間の幹線・広域的バス路線の維持・確保を図る。

○佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業（総合交通課）　　４９，７６７千円

九州旅客鉄道株式会社が行う佐土原駅のバリアフリー化整備に対し、宮崎市と協調して支援を行うことにより、鉄道を利用する高齢者、障がい者等の移動の円滑化及び安全性を向上させ、誰もが安心して利用できる公共交通手段としての充実強化を図る。

○地域鉄道活性化・利用促進支援事業（総合交通課）　　１１，５５４千円

日南線及び吉都線における沿線活性化・利用者減少対策や、観光列車を活用した利用促進を図る。

㊨「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ事業（中山間・地域政策課）
１４，９３５千円

中山間地域において、安心して地域に住み続けられる仕組みづくりを促進するため、女性や高齢者を含めた地域に住む多様な人材が中心となって形成する地域運営組織等が、さまざまな主体と連携・協働しながら取り組む生活必須機能の維持等を支援する。

㊫外部人財活用による集落活動支援事業（中山間・地域政策課）　７，８１０千円

集落等からの依頼に応じ、ボランティアで集落活動を支援する「中山間盛り上げ隊」を派遣し、中山間地域における活動の維持・活性化を図るとともに、集落と外部との交流による関係人口を創出することで、持続可能な中山間地域の運営を支援する。

㊫未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業（中山間・地域政策課）
４７，５９２千円

市町村が地域または他の市町村と一体となって実施する地域の特性や優位性を生かした取組を支援し、自立した持続可能な地域づくりを推進することによって、地域活力の維持・増進を図り、地方創生の新たな展開を推進する。

㊨みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進事業（生活・協働・男女参画課）
３，２２１千円

「制限運転」（※）の推進や、民間企業と連携した高齢運転者向け講習会・モニタリングの実施により、安全に運転を続けられる「運転寿命」を延ばすとともに、高齢運転者の交通事故防止を図る。

※　高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所等のルールを自ら決めて行う運転

３　社会の変化に対応し、成長する産業づくり

㊨みやざき食の魅力発信・販売促進事業（産業政策課）　１０，７６４千円

生産者の原材料・製法へのこだわりや商品の特長などの県産品の魅力の発信を通じた息の長いファンづくりと県産品の販売促進を図る。

○宮崎県物流強化推進事業（総合交通課）　２４，０００千円

ドライバー不足等により長距離トラック輸送が困難化しつつある中、県産品の効率的な輸送を確保するため、県内港湾等への荷寄せを促進し、海運・鉄道の大量輸送能力を生かした物流の維持・充実を図る。

㊨長距離フェリー下り荷確保調査事業（総合交通課）　１０，０００千円

大都市圏からの下り荷確保に係る現状と課題を抽出すること等により、長距離フェリーの輸送力強化を見据えた、より効果的な下り荷確保の取組を推進する。

○宮崎県長距離フェリー航路利用促進支援事業（総合交通課）　７，６１０千円

教育旅行やスポーツ合宿など団体による長距離フェリー利用を促進することで、航路運営の安定化並びに本県観光の振興及びスポーツランド推進を図る。

○「みやざきの空」航空ネットワーク充実事業（総合交通課）　４９，９１９千円

県民の利便性向上や県外、国外からの観光誘客や地域間交流、本県経済の活性化を図る上で重要な交通基盤である宮崎空港発着の国内・国際の航空ネットワークについて、利用促進や航空会社等への要望活動を通じた路線の維持・充実を図る。

令和２年度総合政策部組織改正案について

（令和２年４月１日付け改正）

１　情報政策課の担当を再編し、「先端ＩＣＴ利活用担当」、「電子自治体推進担当」を設置

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中、本県の持続可能な産業・地域社会の実現に向け、農業や福祉、教育等の様々な分野にＡＩ、ＩｏＴ、５Ｇなどの先端技術の利活用促進を図るため、「先端ＩＣＴ利活用担当」を設置する。

また、ＩＣＴの利活用による庁内の働き方改革の推進や県・市町村におけるデジタル・ガバメントの推進を図るため、「電子自治体推進担当」を設置する。

現　　行
情報政策課長 ―― 課長補佐 ―― **情報化推進担当** 情報化システム担当 **ＩＣＴ推進担当**
改　正　後
情報政策課長 ―― 課長補佐 ―― **電子自治体推進担当** 情報化システム担当 **先端ＩＣＴ利活用担当**

２　国民スポーツ大会準備課に「競技式典担当」を設置

令和８年に本県で開催予定の国民スポーツ大会準備のため、総合開会式・閉会式等の式典企画や競技運営役員等の養成、中央競技団体正規視察対応等の業務を行う「競技式典担当」を設置する。

現　　行
国民スポーツ大会準備課長 ―― 課長補佐 ―― 総務企画担当 施設整備担当
改　正　後
国民スポーツ大会準備課長 ―― 課長補佐 ―― 総務企画担当 **競技式典担当** 施設整備担当

東京２０２０オリンピック聖火リレー等実施事業

総合政策課

１　事業の目的・背景

「東京２０２０オリンピック・パラリンピック」に向けた機運を醸成するため「オリンピック聖火リレー」及び「パラリンピック聖火フェスティバル」を実施する。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　２１８，５２２千円
(2) 財　　源　一般財源
(3) 事業期間　令和元年度～令和２年度
(4) 実施主体　東京２０２０オリンピック・パラリンピック聖火リレー宮崎県実行委員会
(5) 事業内容

①　オリンピック聖火リレー実施事業
- 聖火リレー及びセレモニー（出発式・セレブレーション）の実施運営（警備、資機材等）
- 聖火ランナーの集合地点の運営及び警備
- 交通規制に係る広報等

②　パラリンピック聖火フェスティバル実施事業
- 本県内での採火式及び出立式の実施運営（演出、会場設営等）
- 東京で開催される集火式と聖火リレーへの本県代表者の派遣等

３　事業の効果

多くの県民が特別な体験を共有でき、県内における東京２０２０オリンピック・パラリンピックへの機運醸成が図られるとともに本県の魅力を国内外に発信することができる。

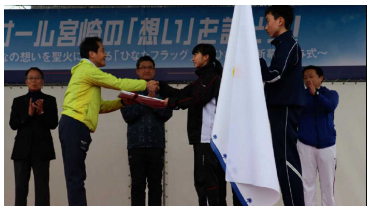

１月２５日事前イベント
フラッグ授与式の様子

聖火ランナー集合写真

聖火リレーに託すメッセージ募集チラシ

パラ聖火フェスティバル内で使用するフェニックス（不死鳥）イメージ

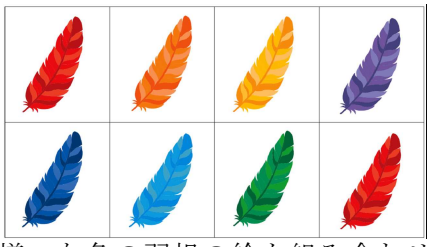

様々な色の羽根の絵を組み合わせて、フェニックスの絵を制作

聖火リレー実施における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方（概要）

2020年3月4日付け　東京2020組織委員会

○基本方針
- 聖火ランナーや観客に対する体調不良者の参加自粛や手洗い・咳エチケットの徹底
- セレモニー会場等におけるアルコール消毒液の配置
- 聖火ランナーやスタッフ等の検温や健康状態チェック　　等

○個別方針
- 都道府県の感染状況等を踏まえ、セレモニー会場への入場制限等の実施
- 具体的な実施方法は、聖火リレー実施日の遅くとも１週間前に決定　　等

新持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業

総合交通課

1　事業の目的・背景

県内地域間の幹線・広域的バス路線の維持をはじめ、地域内での移動手段の確保対策を総合的に進め、地域交通ネットワークの再構築・最適化等の改善を一体的に促進することで、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図る。

2　事業の概要

(1) **予 算 額**　７２，９００千円

(2) **財　　源**　人口減少対策基金：６６，８５０千円
　　観光みやざき未来創造基金：６，０５０千円

(3) **事業期間**　令和２年度～令和４年度

(4) **実施主体**　市町村等①②、交通事業者③④

(5) **事業内容**

①　地域交通ネットワーク最適化支援（補助率　１／２以内、定額）
　地域公共交通網形成計画の策定やＭａａＳ（※）、オンデマンド交通システム等の新モビリティサービスの導入及び既存輸送サービスの効率的活用等への支援

※　ＭａａＳ：Mobility as a Serviceの略称。出発地から目的地まで利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め一括して提供するサービス

②　バス情報の「見える化」推進（補助率　１／２以内）
　コミュニティバスの運行情報をインターネットで検索できるようにするための支援等

③　地域間幹線系統維持支援強化（補助率　定額）
　地域間幹線系統バス路線の維持に向けた追加運行支援

④　制限運転宣誓者に対する地域間移動手段の確保（補助率　定額）
　制限運転宣誓者を対象とした高齢者用路線バス定期券取得支援

3　事業の効果

地域交通ネットワークの最適化やバス情報の見える化に取り組むとともに、地域における移動手段の確保に取り組むことにより、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築が図られる。

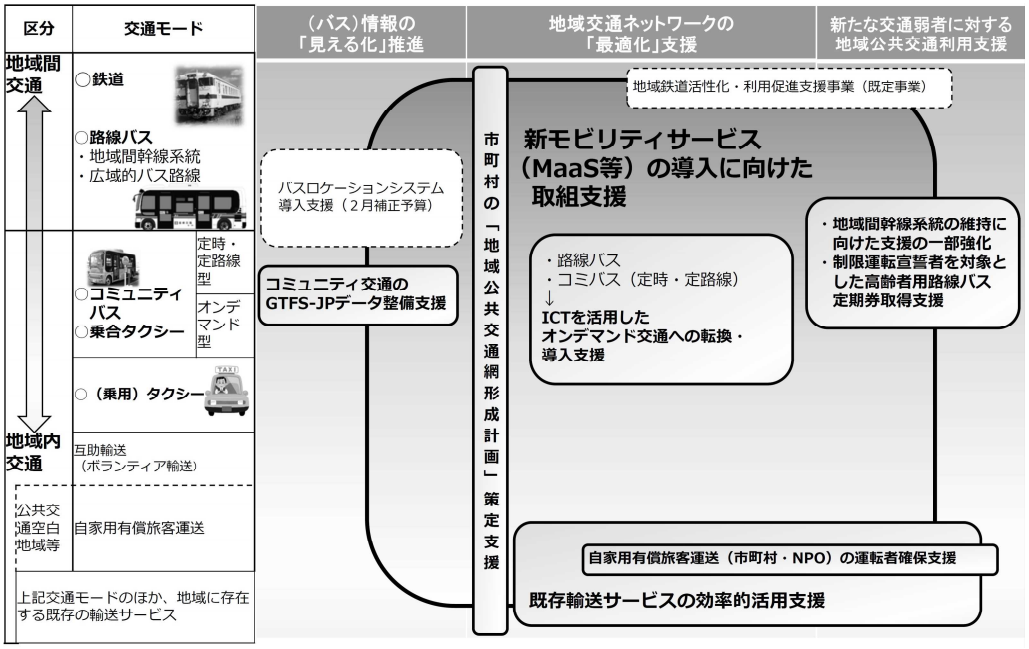

ICTを活用したオンデマンド交通システムによる運行イメージ

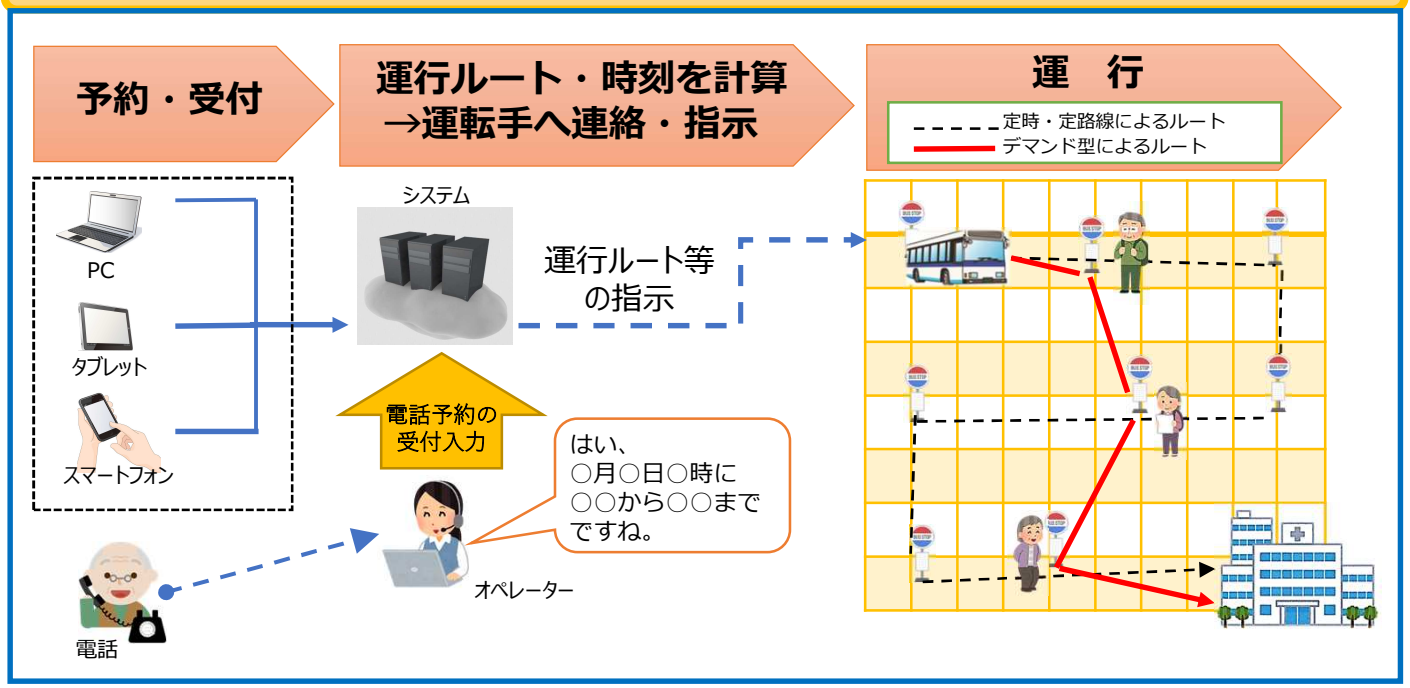

既存輸送サービスの効率的活用に資する取組の一例

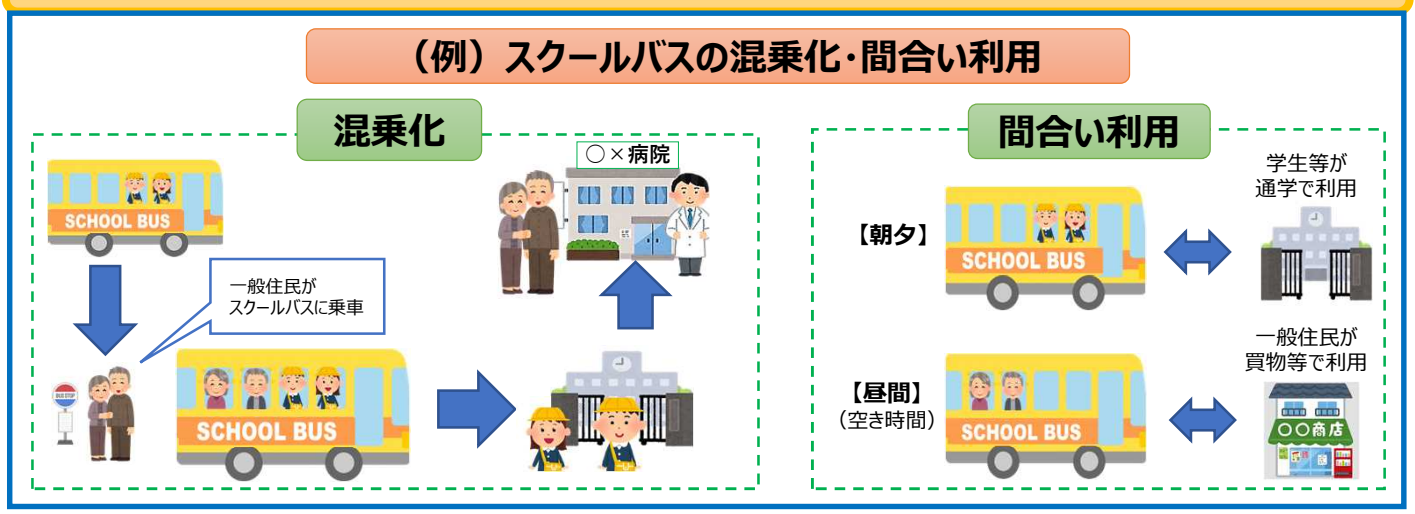

MaaS（Mobillity as a Service）のイメージ　※観光型の場合

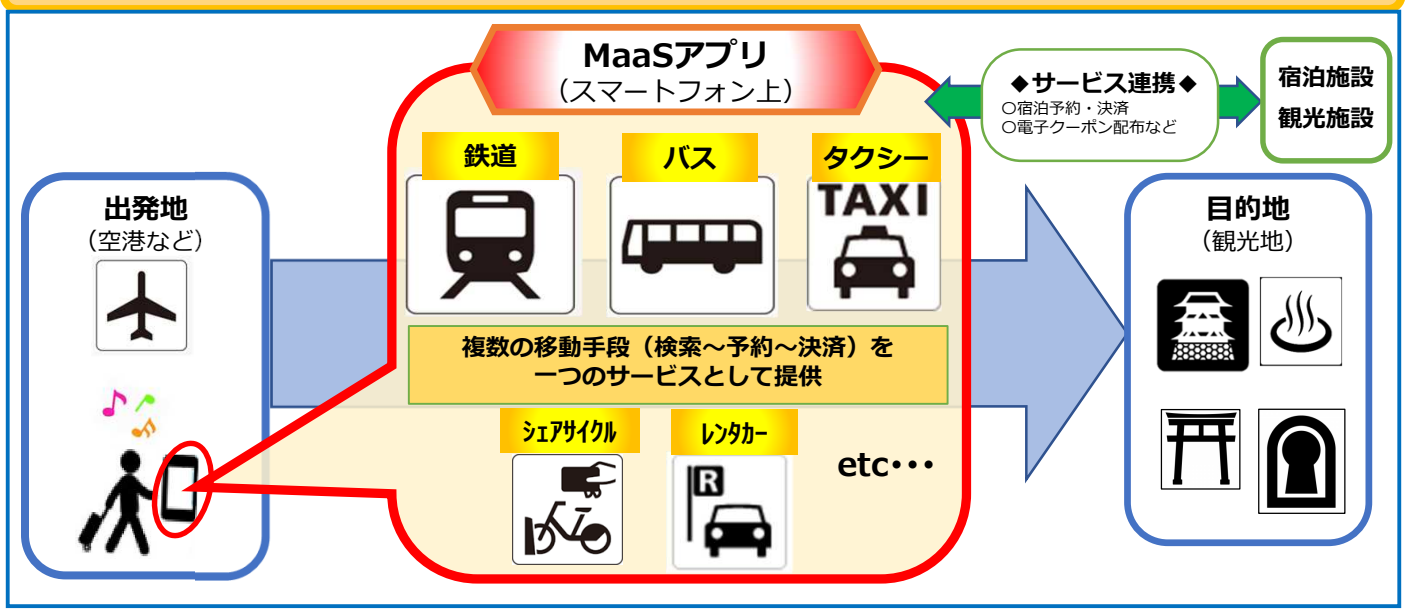

新長距離フェリー下り荷確保調査事業

総合交通課

１　事業の目的・背景

大都市圏からの下り荷確保に係る現状と課題を抽出すること等により、長距離フェリーの輸送力強化を見据えた、より効果的な下り荷確保の取組を推進する。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　１０，０００千円
(2) 財　　源　一般財源
(3) 事業期間　令和２年度
(4) 実施主体　県
(5) 事業内容

①　共同輸送可能性等調査事業
　本県向けの貨物を有し、長距離フェリーを利用する可能性のある関西以遠の荷主企業の抽出や共同輸送の可能性等に関する調査の実施

②　共同輸送等実証事業
　長距離フェリー（下り便）を利用し、複数の荷主による共同輸送など物流効率化に資する先進的輸送に関する実証調査の実施

３　事業の効果

大都市圏からの直送化など安定的な下り荷の確保により物流の効率化を推進し、本県経済の生命線である長距離フェリー航路の維持・充実を図ることができる。

新「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ事業

中山間・地域政策課

1　事業の目的・背景

中山間地域において、安心して地域に住み続けられる仕組みづくりを促進するため、女性や高齢者を含めた地域に住む多様な人材が中心となって形成する地域運営組織等が、さまざまな主体と連携・協働しながら取り組む生活必須機能の維持等を支援する。

2　事業の概要

(1) **予 算 額**　１４，９３５千円
(2) **財　　源**　宮崎県人口減少対策基金
(3) **事業期間**　令和２年度～令和４年度
(4) **実施主体**　県①、地域運営組織等②
(5) **事業内容**

①　アドバイザー支援
　地域政策・集落再生に係る専門的な助言を得るため大学教授等の招へい

②　地域運営組織等形成促進
　人口推計を踏まえ、将来に備えるために地域運営組織等が地域の合意に基づき実施する生活必須機能の維持等に向けた取組の支援

3　事業の効果

従来の住民交流・相互扶助から一歩踏み出し行動する地域運営組織の形成を図ることで、住み慣れた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりに資することができる。

令和２年度「宮崎ひなた生活圏づくり」関連事業

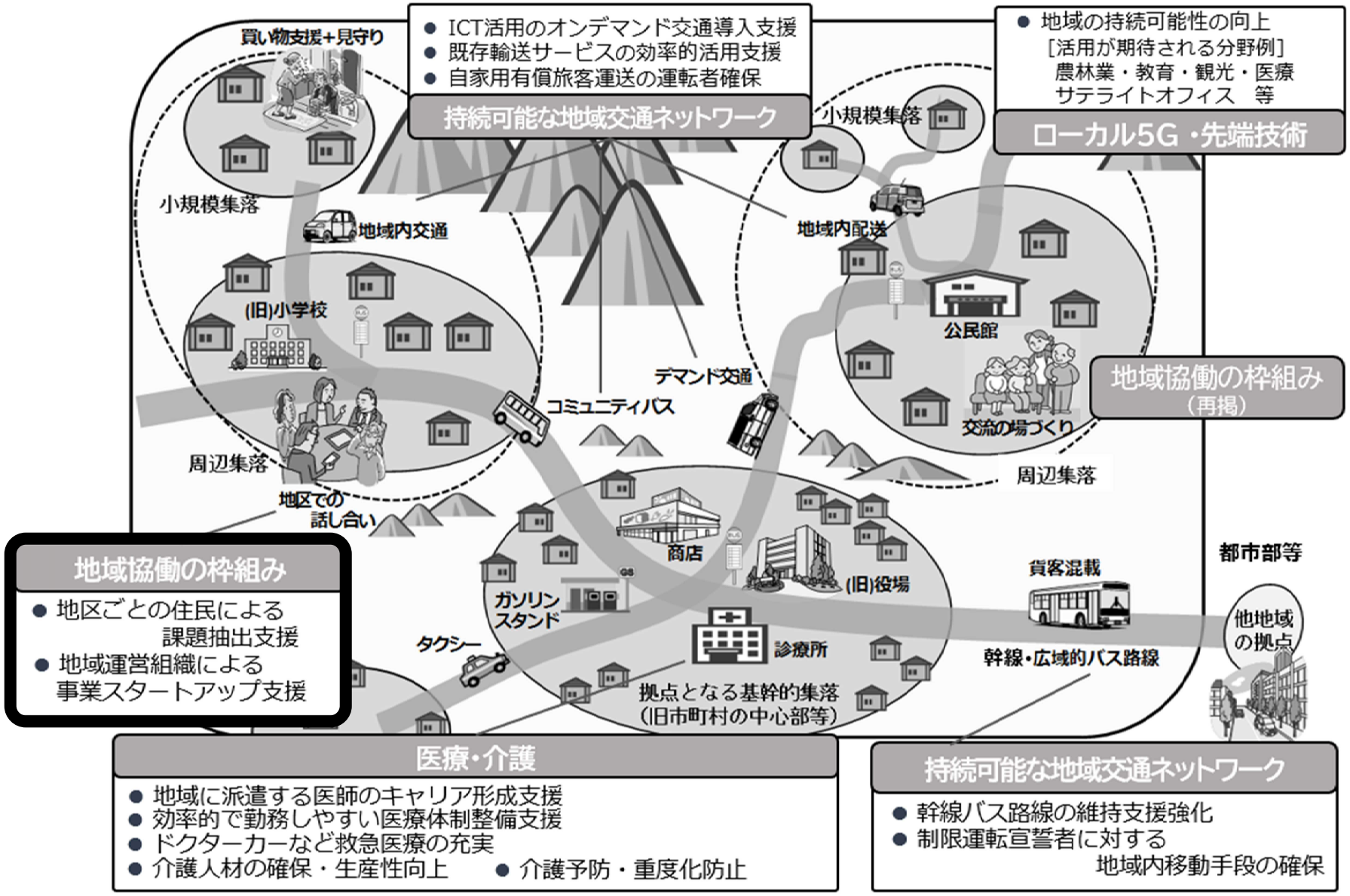

わくわくひなた暮らし実現応援事業

中山間・地域政策課

１　事業の目的・背景

東京一極集中の是正と地域の人材確保を図るため、国、県、市町村が一体となって東京圏から本県への移住者に対する移住支援金の支給等の取組を実施する。

また、市町村と連携し、東京圏外からの移住者にも本県独自の移住支援金を支給するなど、県外からの一層の移住促進を図る。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　１４６，５１８千円

(2) 財　　源　国庫：２８，３０９千円
人口減少対策基金：１１８，２０９千円

(3) 事業期間　令和元年度～令和４年度

(4) 実施主体　市町村①、県②

(5) 事業内容

①　移住支援金支給事業（世帯：９０件、単身：７５件　計１６５件分）

・　県が登録した企業に就職した移住者に対し移住支援金を支給
（世帯１００万円、単身者６０万円
東京圏から：国１／２、県１／４、市町村１／４
東京圏以外から：県３／４、市町村１／４）

・　農林水産業、医療・福祉事業等に就業した移住者に対し移住支援金を支給
（世帯１００万円、単身者６０万円　　県３／４　市町村１／４）

※　要件変更の概要（令和２年４月１日以降の転入者を対象として実施）
別紙のとおり

②　相談体制の充実・広報・企業支援

・　ＵＩＪターンセンター大阪・福岡支部の運営
・　宮崎の暮らしの魅力や支援策を発信する相談会・セミナーの開催
・　移住支援金対象法人・地域の商工団体等向けセミナーの開催　等

３　事業の効果

移住支援金の支給や相談体制の充実等により、県外からの人の流れを創出し、本県への移住を促進することができる。

別　紙

移住支援金事業　令和2年度改正概要（案）

	国交付金対象		県独自支援分	
	現　行	改正後 （令和元.12.20内閣府事務連絡）	現　行	本県改正（案）
居住元 （住民票異動前）	直前に5年間以上東京23区に在住 又は 直前に5年間以上東京圏在住し、かつ住民票を移す3ヶ月前の時点で連続して5年以上東京23区に雇用保険被保険者として通勤	直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏に在住し、雇用保険被保険者として通勤 かつ 直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内に雇用保険被保険者として1年以上通勤（通勤は住民票を移す3ヶ月前までを起算点とすることができる）	直前に5年間以上県外に在住 かつ 5年間以上県外事業所に雇用保険被保険者として通勤	直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、県外事業所に雇用保険被保険者として通勤 かつ 直前に、連続して1年以上、県外に在住していたこと。 ※直前1年間の就業は要しない。
申請期間	転入後3ヶ月以上1年以内に申請	変更なし	交付金対象の現行に同じ	転入後3ヶ月以上1年以内に申請、但し農林漁業の研修期間は1年以内の算定に含めない。
対象企業 （選定企業就業）	・資本金10億円以上の企業は対象外 ・東京圏本社企業は対象外 ・官公庁は対象外	・資本金概ね50億円未満の大企業も市町村長推薦・知事承認により対象化 ・勤務地限定型社員を採用する東京圏本社法人は対象化 ・第三セクターのうち、出資金が10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は対象化	交付金対象の現行に同じ	交付金対象の改正後に同じ

㊐中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション事業

中山間・地域政策課

１　事業の目的・背景

特に人口減少が進む中山間地域の魅力を外部の視点を踏まえてブラッシュアップし、高い発信力を有する企業と連携してプロモーションを実施することで、中山間地域への人の流れを創出し、将来的な移住者の増加を図る。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　１１，９０４千円
(2) 財　　源　人口減少対策基金
(3) 事業期間　令和２年度～令和４年度
(4) 実施主体　県
(5) 事業内容

①　研修会・ワークショップの実施
- 移住情報誌を発行する民間企業による研修会の実施
- 移住希望者や移住者、自治体職員が参加するワークショップの実施

②　企業と連携した新たな地域の魅力発信
①の研修会及びワークショップで構築し、ブラッシュアップした新たな地域の魅力についてのセミナーや広告媒体等を通じた発信

３　事業の効果

企業と連携して効果的に中山間地域の新たな魅力を発信することにより、中山間地域への人の流れの創出を図る。

新みやざき食の魅力発信・販売促進事業

産業政策課

１　事業の目的・背景

生産者の原材料・製法へのこだわりや商品の特長などの県産品の魅力の発信を通じた息の長いファンづくりと県産品の販売促進を図る。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　１０，７６４千円

(2) 財　　源　国庫：５，３８２千円　県営電気事業みやざき創生基金：５，３８２千円

(3) 事業期間　令和２年度

(4) 実施主体　県

(5) 事業内容

①　県産品の魅力発信

生産者の原材料・製法へのこだわりや商品特長などのストーリー性をまとめた動画等のホームページ作成及びイベント等を通じた県内外への魅力発信

②　県産品の販売促進

本事業において魅力発信を行う県産品について、インターネット販売等による多様な販売チャネルを通じた販売促進

３　事業の効果

消費者の共感や好感を引き出して県産品の新たなファンの獲得・定着を図り、販売促進につなげることによって、フードビジネスの更なる振興が図られる。

㊐大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業

産業政策課

1　事業の目的・背景

大学を中心とした産業人財育成・確保の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する知的資源や幅広いネットワークを活用した事業等を実施することにより、地域で活躍する人材の育成・確保を図る。

2　事業の概要

(1) **予 算 額**　４０，０００千円
(2) **財　　源**　人口減少対策基金
(3) **事業期間**　令和２年度～令和４年度
(4) **実施主体**　宮崎大学①③④、県②
(5) **事業内容**

①　産業人財育成拠点の構築
- 産業人財育成・確保の取組を企画・運営する体制の構築
- 宮崎大学への「産業人財育成プラットフォーム」の事務局移管

②　大学等の知的資源を活用した産業人財育成カリキュラム開発
- 大学等が有する人材育成のノウハウを活用した「ひなたＭＢＡ」の再構築
- 高度産業人財を育成するカリキュラムの開発

③　学生ベンチャー支援
大学と県内企業等が連携した学生段階から起業家を育成する仕組みの構築

④　Weekly work café＋（プラス）の開催
フードビジネスや女性活躍など、県が推進する分野の県内企業と学生との交流機会の創出

3　事業の効果

知的資源や幅広いネットワークを有する大学を拠点とした産学官の連携を強化することにより、本県産業を支える人材の育成や定着が図られる。

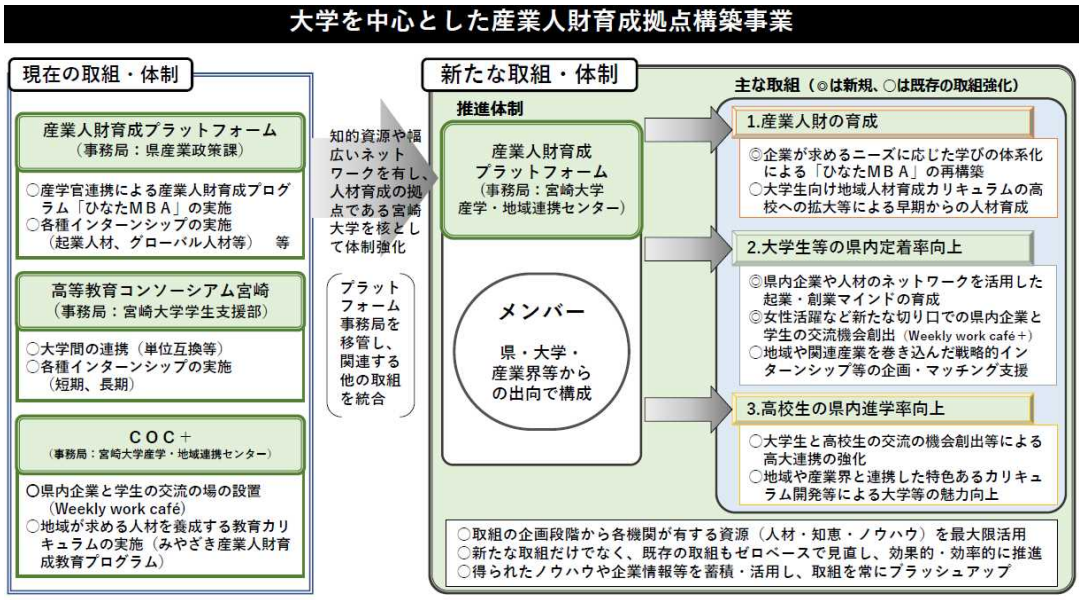

㊨みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進事業

生活・協働・男女参画課

1　事業の目的・背景

「制限運転」(※)の推進や、民間企業と連携した高齢運転者向け講習会・モニタリングの実施により、安全に運転を続けられる「運転寿命」を延ばすとともに、高齢運転者の交通事故防止を図る。

※　高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所等のルールを自ら決めて行う運転

制限運転宣誓式の様子

2　事業の概要

(1) 予 算 額　３，２２１千円
(2) 財　　源　一般財源
(3) 事業期間　令和２年度～令和４年度
(4) 実施主体　県①、市町村②
(5) 事業内容

①　制限運転の推進
- 啓発ポスター・チラシによる県交通安全対策推進本部を通じた推進
- 宣誓者に対する宣誓証書等の交付（警察署と管内市町村が連携して行う宣誓式において交付）

②　講習会及びモニタリングの実施（補助率　１／２以内）
- 運転の課題点を自覚させ制限運転につなげる安全運転診断の実施を含む講習会の実施
- ドライブレコーダー貸与による運転のモニタリングを通じた本人等への直接的な啓発並びに県及び市町村の施策検討への活用

3　事業の効果

高齢運転者の事故を抑制し、安全に運転を続けられる運転寿命を延ばすことができる。

○　制限運転の宣誓者には、高齢者用路線バス定期券の取得を支援
（総合交通課　㊨持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業）

高齢運転者の交通安全対策

国
- 安全運転サポート車の購入補助
  65歳以上の高齢運転者のサポート車及び後付け装置購入補助（令和元年度補正予算）
- 衝突被害軽減ブレーキの義務化
  新車への衝突被害軽減ブレーキの搭載を義務化（令和３年11月以降の国産新モデルから）
- 限定免許の創設検討
  安全運転サポート車のみ運転可能な免許の検討

県・市町村
- **制限運転の推進**
  自身で決めた運転ルール（時間帯・区域・状況等）を守る「制限運転」の推進
- 交通安全運動での啓発
  春・夏・秋の交通安全運動における啓発
- 交通安全教室の実施
  警察署及び市町村での高齢者向け講習会等の実施

⇩

○生活に真に必要な範囲で安全に運転する「運転寿命」を延ばす
○最終的には「免許返納」につなげていく

㊐宮崎国際音楽祭第２５回記念事業

みやざき文化振興課

１　事業の目的・背景

日本を代表する音楽祭の一つに成長してきた宮崎国際音楽祭が第２５回を迎えるとともに、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が10月に開催されることから、初代音楽監督であったヴァイオリンの巨匠、故アイザック・スターン氏の薫陶を受けた演奏家を中心に特別公演を開催し、音楽祭の歴史とスターン氏の足跡を振り返る。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　１０，０００千円
(2) 財　　源　みやざき芸術文化振興基金
(3) 事業期間　令和２年度
(4) 実施主体　公益財団法人宮崎県立芸術劇場
(5) 事業内容

「メモリアル・コンサート」の開催

これまで音楽祭に参加してきた演奏家を中心に、国内外で活躍する演奏家を招へいし、特別公演を開催する。

３　事業の効果

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた気運の醸成や、宮崎国際音楽祭を広く国内外に発信することにより、豊かな自然と音楽が織りなす本県のイメージアップが図られるとともに、交流人口やインバウンドの拡大等が期待できる。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開催事業

国民文化祭・障害者芸術文化祭課

１　事業の目的・背景

「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の開催に当たり、文化振興に携わる行政や文化施設、文化団体、ＮＰＯ、学校等が連携しながら、大会の準備及び運営を行うことで、将来の文化活動を担う人材育成を図るとともに、障がいのある人もない人も共に楽しみ、互いに人格、個性を尊重しあう共生社会を実現する。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　８６８，６２４千円

〔国民文化祭開催事業　７９６，１２０千円
全国障害者芸術・文化祭開催事業　７２，５０４千円〕

(2) 財　　源　国庫：７１，５０２千円　一般財源：５９７，１２２千円
国民文化祭開催事業収入（※）：２００，０００千円
※　文化庁から県実行委員会に交付される補助金に相当する額

(3) 事業期間　令和２年度

(4) 実施主体　文化庁、厚生労働省、県・県教育委員会、市町村・市町村教育委員会、第３５回国民文化祭宮崎県実行委員会、第２０回全国障害者芸術・文化祭実行委員会等

(5) 事業内容

①　総合フェスティバル
開会式、閉会式、オープニングイベントの実施

②　フォーカス・パートナーシッププログラム
「記紀・神話・神楽」「国際音楽祭」「若山牧水」「宮崎の食文化」といった本県の文化の強みに焦点（フォーカス）を当てたプログラム等の実施

③　共に生きて共に感じる芸術文化プログラム
障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を図るため、障がい者が中心となった音楽、演劇、美術など各プログラムの実施

④　市町村実行委員会主催事業
各市町村それぞれの地域の特色を活かした文化・芸術事業の実施

⑤　各種広報、おもてなし計画
メディア等を活用した広報、公式ガイドブックの作成等、様々な媒体を活用した大会の周知及び、トラベルセンターの設置、ボランティアの配置等、大会参加者等へのおもてなし事業の実施

３　事業の効果

大会を通じて、行政や文化施設、様々な文化団体、学校等との連携が強化され、将来の文化活動を担う人材の育成が図られるとともに、障がい者芸術を含む本県の優れた文化資源を県民が宝として認識し、県内外に情報発信することにより、文化を起点とした地域づくりが期待できる。

開会式のイメージ

神楽の様子

㊨ローカル５Ｇ等を活用した地域課題解決実践事業

情報政策課

１　事業の目的・背景

全国に先駆けて新たな情報通信基盤であるローカル５Ｇや先端技術等を活用するとともに、地域におけるＩＣＴ導入を支援することで、担い手不足や地域活力の低下など、本県が抱える地域課題の解決を図る。

２　事業の概要

(1) 予 算 額　３５，０００千円
(2) 財　　源　人口減少対策基金
(3) 事業期間　令和２年度～令和４年度
(4) 実施主体　県
(5) 事業内容

①　ローカル５Ｇ等環境による先端技術を活用した人口減少対策モデル創出
　ローカル５Ｇ環境を活用した中山間地域における課題解決及び地域活性化に向けたイノベーションモデルの創出
モデルの例：ＩＣＴ教育、スマート農林水産業、ＡＲ・ＶＲによる観光振興、テレワーク環境の構築、遠隔医療及び自動運転等

②　地域におけるＩＣＴ導入機会の創出
　情報通信技術の専門的知見を有し、地域へのアドバイスやサポートを行う「ＩＣＴコンシェルジュ」の配置及び相談会・展示会やシンポジウムの実施を通じた地域におけるＩＣＴ導入機会の創出

３　事業の効果

先端技術を含めたＩＣＴ導入を積極的に推進していくことにより、人口減少社会における地域課題の解決を図り、将来にわたって活力が維持される地域づくりへつなげることが期待される。

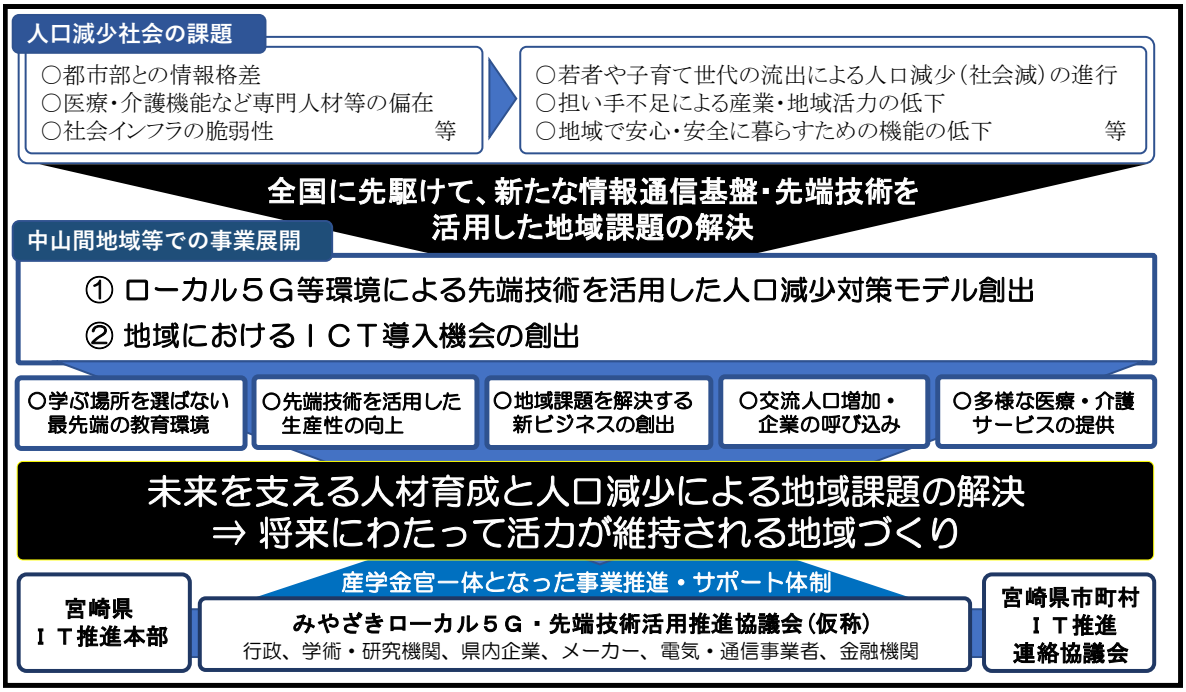

ローカル５G等を活用した地域課題解決の事例

ローカル５Ｇ×教育

■ 学ぶ場所を選ばない、一人ひとりがワクワクする高度ICT教育

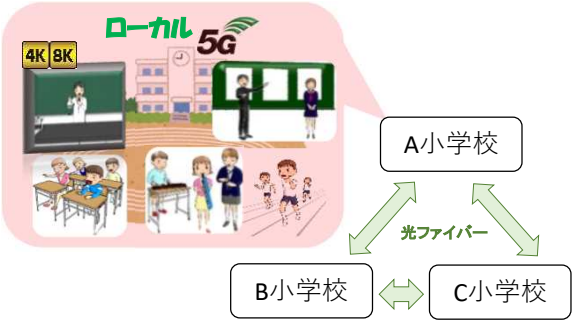

◆高精細な映像でリアルタイムに各学校を結び、普段から臨場感あふれる遠隔授業を実現。

◆超高速無線環境・AR・VR等を活用した学びたくなる体感型授業を提供。

期待される事業効果

○ 新たなICTを活用した学習環境構築によるコミュニケーション能力等の向上
○ 教員の一層の授業力向上と働き方改革の推進

ローカル５Ｇ×畜産

■ AI技術で作る近未来スマート畜産

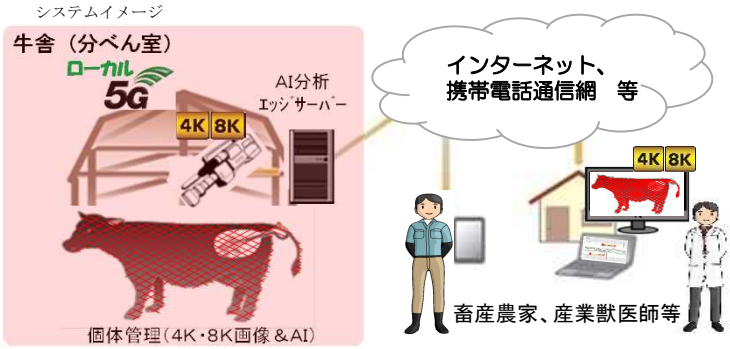

◆超高速無線環境の整備による配線コスト等の低減。

◆高精細映像の即時共有とAI分析の活用等による個体管理の精度向上。

期待される事業効果

○ 低コストでのICTの利活用による産地の生産力の維持・向上
○ 獣医師の負担軽減と危機事象発生時の迅速な対応

５G・ローカル５Gについて

【５Ｇ（第５世代移動通信システム）の特徴】

○ 超高速	最高伝送速度10Gbps	（現行4Gの10倍）
○ 超低遅延	1ミリ秒程度の遅延	（現行4Gの1/10）
○ 多数同時接続	100万台/㎢ の接続機器数	（現行4Gの30～40倍）

【ローカル５Ｇとは】

個別のニーズに応じて<u>地域の企業や自治体等が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築</u>できる5Gシステム。

Ⅱ 特別議案

（議案第32号）

県指定統計条例の一部を改正する条例

統計調査課

１　改正の理由

統計法の改正に伴い、県統計の効率的な作成及び有効かつ適正な活用を図るため、二次利用の追加など関係規定の改正を行う。

２　改正の概要

(1) 条例対象の拡大
条例の対象を県指定統計から県統計に拡大する。

(2) 県指定統計調査と誤認させる調査（かたり調査）の禁止
県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させ、情報を取得することを禁止し、罰則規定を整備する。

(3) 統計情報の有効活用
ア　庁内二次利用
県が行った統計調査の調査票情報を庁内で二次利用できるよう規定を整備する。

イ　外部提供の対象拡大
外部に調査票情報を提供できる対象を「県指定統計調査」から「県統計調査」に拡大する。

(4) 調査票情報に係る適正管理措置の整備
調査票情報の提供を受けた者が遵守すべき適正管理措置の規定を整備する。

(5) 統計審議会の廃止
統計審議会は、設置当初の役割を終えていることから廃止する。

３　施行期日

令和２年４月１日
ただし、２(2)のかたり調査の禁止及び罰則の規定は、令和２年７月１日から施行する。

県指定統計条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
県指定統計条例	宮崎県統計条例
（目的） 第１条　この条例は、県指定統計の真実性を確保することにより、適確な行政の基礎資料を得、もって行政の公正、かつ、能率的な運営に資することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めることにより、その真実性及び有用性を確保し、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。
（県指定統計） 第２条　この条例において県指定統計とは、県が作成する統計で、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第２条第４項に規定する基幹統計に準ずる重要な統計として、知事が、その目的、事項、調査の範囲及び方法等について、統計審議会の意見を聞いて指定し、指定番号及び名称等を告示したものをいう。	（定義） 第２条　この条例において「県統計」とは、県が作成する統計をいう。 ２　この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 （１）　県がその内部において行うもの （２）　法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの （３）　国の行政機関（法第２条第１項に規定する行政機関をいう。第12条において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの （４）　統計法施行令（平成20年政令第 334号）第２条第５号に規定する事務に関して行うもの ３　この条例において「県指定統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が指定したものをいう。
（県指定統計調査） 第３条　知事は、県指定統計を作成するための調査（以下「調査」という。）を行う場合には、その目的、事項、範囲、期日及び方法等をあらかじめ告示しなければならない。	（県指定統計調査の指定の告示等） 第３条　知事等は、前条第３項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。その指定を解除したときも、同様とする。 ２　知事等は、県指定統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
（申告の義務） 第４条　知事は、調査のため、個人又は法人その他の団体に対して申告を命ずることができる。	（報告義務） 第４条　知事等は、県指定統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 ２　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
２　前項の規定により申告を命ぜられた者が成年被後見人若しくはその営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合又は法人その他の団体である場合には、その法定代理人又はその法人その他の団体を代表する者が、本人に代って、又は本人を代表して申告しなければならない。	３　第１項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（調査の実施に対する協力） 第５条　知事は、調査を行なうに際して必要があるときは、関係行政機関の長又はその他の者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。	（協力の要請） 第５条　知事等は、県指定統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。
［新設］	（協力の要請に応じる努力義務） 第６条　県指定統計調査を行う知事等以外の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該県指定統計調査を行う知事等から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。
（統計調査員） 第６条　知事は、調査のため必要があるときは、統計調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。 ２　調査員は、知事が任命又は委嘱する。 ３　調査員は、知事の指揮監督を受けて、調査票の配布及び取集めその他調査に関する事務に従事する。	（統計調査員） 第７条　知事等は、県指定統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。 ２　統計調査員は、知事等が任命又は委嘱する。 ３　統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他県指定統計調査に関する事務に従事する。
（実地調査） 第７条　調査員は、あらかじめ知事の承認した事項については、住所又は事業所その他必要と認める場所において関係者に対し、調査のため必要な調査資料の提供を求め、又は質問することができる。この場合には、知事の交付するその職務を示す証票（別記様式）を示さなければならない。	（立入検査等） 第８条　知事等は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 ３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
［新設］	（県指定統計調査と誤認させる調査の禁止） 第９条　何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。
［結果の公表は改正前条例第11条］	（結果の公表） 第10条　知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。 ２　知事等は、県統計調査以外の方法により作成した県統計について、その公表に努めるとともに、公表に当たっては、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。
［新設］	（調査票情報の二次利用） 第11条　知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第２条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。 （１）　統計の作成又は統計的研究（第12条において「統計の作成等」という。）を行う場合 （２）　統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供） 第８条　知事は、国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成若しくは統計的研究を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、その行った調査に係る調査票情報（法第２条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を、これらの者に提供することができる。	（調査票情報の提供） 第12条　知事等は、国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、これらの者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。
（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理） 第９条　前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。	（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理） 第13条　前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置として規則（知事以外の執行機関の規則を含む。）で定めるものを講じなければならない。
２　前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。	２　前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。
（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等） 第10条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 （１）　第８条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの　当該調査票情報を取り扱う業務 （２）　第８条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者　当該委託に係る業務	（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等） 第14条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 （１）　第12条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの　当該調査票情報を取り扱う業務 （２）　第12条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者　当該委託に係る業務
２　第８条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。	２　第12条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。
（結果の公表） 第11条　調査の結果は、すみやかに公表しなければならない。ただし、知事が、特別の事情があると認めたものについては、これを公表しないことができる。	［結果の公表は改正後条例第10条］
（審議会） 第12条　知事の諮問に応じ、第２条の規定に基づく県指定統計の指定に関する事項を調査審議するため、統計審議会（以下「審議会」という。）を置く。	［削除］
第13条　審議会は、委員11人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者について、知事が任命又は委嘱する。 （１）　市長会会長及び町村会会長 （２）　農林水産業、商工業又はその他の産業に関係する者 （３）　県職員 （４）　学識経験を有する者 ３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。 ４　委員は、再任されることができる。	［削除］

（罰則） 第14条　第10条第１項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、２年以下の懲役又は 100万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第15条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 （１）　第９条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者 （２）　第14条第１項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 ２　前項第１号の罪の未遂は、罰する。
第15条　第10条第１項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は　盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第16条　第14条第１項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　調査に関する業務に従事する者で当該調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの （２）　第４条に規定する調査の申告を求められた者の申告を妨げた者	第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの （２）　第４条に規定する県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者
第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 （１）　第４条の規定により申告を命ぜられた場合に申告をせず、又は偽りの申告をした者 （２）　第７条の規定による調査資料を提供せず、若しくは偽りの調査資料を提供し、又は質問に対し偽りの陳述をした者	第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 （１）　第４条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者） （２）　第８条第１項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
（委任） 第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。	（委任） 第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事等が定める。
別記様式　［略］ 附　則 ［略］	［別記様式を削る］ 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第９条、第15条第１項第１号及び同条第２項の改正規定は、令和２年７月１日から施行する。 （県指定統計調査に関する経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の県指定統計条例第２条の規定により指定を受けている県指定統計を作成するための調査は、この条例による改正後の宮崎県統計条例第２条第３項の規定により指定を受けた県指定統計調査とみなす。 （罰則の適用に関する経過措置） ３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（宮崎県個人情報保護条例の一部改正）

４　宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（適用除外） 第51条　この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 （１）・（２）　［略］ （３）　県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第２条に規定する県指定統計を作成するための調査に係る調査票情報に含まれる個人情報 ２・３　［略］	（適用除外） 第51条　この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 （１）・（２）　［略］ ２・３　［略］

（議案第33号）

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

統計調査課

１　改正の理由

県指定統計条例の改正に併せ、市町村に移譲する県指定統計調査に関する事務を明確化するため、所要の改正を行う。

２　改正の概要

(1) 県指定統計調査の調査系統（調査体制）に市町村が入る場合に限り、市町村に事務を移譲することを明記。

(2) 市町村に移譲する事務を、次のとおりとする。

ア　統計調査員の報酬及び費用弁償の支払いに関すること。

イ　統計調査員の指揮監督に関すること。

ウ　統計調査員が取り集めた調査票及びその他関係書類の審査及び必要事項の記入に関すること。

３　施行期日

令和２年４月１日

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>１の２　県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）による次の事務

（１）　第６条第１項に規定する統計調査員の報酬及び費用弁償の支払に関すること。
（２）　第６条第２項の規定により知事が任命し、又は委嘱する統計調査員の候補者の推薦に関すること。
（３）　第６条第３項の規定による統計調査員の指揮監督に関すること。
（４）　第６条第３項の規定により調査員が取り集めた調査票及びその他関係書類の審査、必要事項の記入及び県への送付に関すること。
（５）　第７条後段の規定による統計調査員の職務を示す証票の交付に関すること。</td><td>［略］</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>１の２　宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）による次の事務（調査系統に市町村が入る場合に限る。）
（１）　第７条第１項に規定する統計調査員の報酬及び費用弁償の支払に関すること。

（２）　第７条第３項の規定による統計調査員の指揮監督に関すること。
（３）　第７条第３項の規定により統計調査員が取り集めた調査票及びその他関係書類の審査及び必要事項の記入に関すること。</td><td>［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>